

令和7年第5回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議題	
第 85 号議案	令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号） ……	3
第 86 号議案	令和 7 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号） ………………	9
第 87 号議案	令和 7 年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算 （第 1 号） ………………	11
第 88 号議案	令和 7 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号） …	12
第 89 号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	13
第 90 号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……	15
第 91 号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について…	17
第 92 号議案	春日井市こどもの権利条例について……………	21
第 93 号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	29
第 94 号議案	春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	32
第 95 号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	34
第 96 号議案	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について……………	36
第 97 号議案	春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	39
第 98 号議案	春日井市老人憩いの家の指定管理者の指定について……	43
第 99 号議案	春日井市ふれあいの家の指定管理者の指定について……	45
第100号議案	グリーンパレス春日井の指定管理者の指定について……	48
第101号議案	春日井市総合体育館等の指定管理者の指定について……	49
第102号議案	春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場の指定管理者の指定について……………	50

第103号議案	春日井市健康管理施設の指定管理者の指定について……	51
第104号議案	春日井市総合福祉センターの指定管理者の指定について……………	52
第105号議案	春日井市福祉の里の指定管理者の指定について……………	53
第106号議案	春日井市希望の家の指定管理者の指定について……………	54
第107号議案	春日井市福祉作業所の指定管理者の指定について……………	55
第108号議案	春日井市福祉文化体育館の指定管理者の指定について…	56
第109号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	57
第110号議案	春日井市ＪＲ春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について……………	60
第111号議案	春日井市子ども屋内遊び場の指定管理者の指定について……………	61
第112号議案	春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について…	62
第113号議案	庄内川桜佐排水 ^ひ 管撤去工事の請負契約の変更について……………	63
第114号議案	春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について……………	64
報告第 43 号	令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について……………	65

第 85 号議案

令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度春日井市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 248,048 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137,160,664 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		4,080,000	170,232	4,250,232
	1 地方交付税	4,080,000	170,232	4,250,232
16 国庫支出金		27,930,436	190,500	28,120,936
	1 国庫負担金	18,020,557	190,500	18,211,057
17 県支出金		9,590,534	26,500	9,617,034
	1 県負担金	6,157,093	26,500	6,183,593
20 繰入金		3,633,302	△ 107,856	3,525,446
	1 繰入金	3,633,302	△ 107,856	3,525,446
22 諸収入		3,989,516	△ 31,328	3,958,188
	5 雜入	2,833,738	△ 31,328	2,802,410
歳入合計		136,912,616	248,048	137,160,664

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,918,264	△ 61,145	15,857,119
	1 総務管理費	13,508,546	△ 70,000	13,438,546
	3 戸籍住民基本台帳費	797,562	8,855	806,417
3 民生費		58,870,381	414,193	59,284,574
	1 社会福祉費	31,414,902	17,229	31,432,131
	2 児童福祉費	21,552,042	396,964	21,949,006
4 衛生費		20,059,330	△ 10,000	20,049,330
	3 清掃費	14,054,867	△ 10,000	14,044,867
7 商工費		2,296,581	△ 10,000	2,286,581
	1 商工費	2,296,581	△ 10,000	2,286,581
10 教育費		13,787,144	△ 45,000	13,742,144
	1 教育総務費	2,162,271	△ 45,000	2,117,271
11 公債費		7,992,564	△ 40,000	7,952,564
	1 公債費	7,992,564	△ 40,000	7,952,564
歳出合計		136,912,616	248,048	137,160,664

第 2 表 継続費補正

変 更

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
土木費	河川費	桜佐排水樋管撤去工事負担金	430,000	6	235,000	491,000	6	235,000
				7	195,000		7	195,000
							8	61,000

第 3 表 繰越明許費

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	基幹系住民情報システム標準化業務	199,980
		歳入金管理システム改修業務	17,930
	徴税費	コンビニ交付システム (所得課税証明書)改修業務	2,200
	戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム (住民票等)改修業務	5,104
衛生費	保健衛生費	健康管理システム改修業務	13,409
土木費	都市計画費	下水道管理システム改修に伴う負担金	8,283
消防費	消防費	高機能指令システム改修業務	5,412

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約システム構築業務	令和8年度	21,000
市道整備事業	令和8年度	140,000

第 86 号議案

令和 7 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,362 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,926,464 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,466,624	2,180	5,468,804
	2 国庫補助金	1,107,321	2,180	1,109,501
6 繰入金		4,221,324	2,182	4,223,506
	1 一般会計 繰入金	3,518,708	2,182	3,520,890
歳入合計		24,922,102	4,362	24,926,464

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		253,767	4,362	258,129
	1 総務管理費	27,255	4,362	31,617
歳出合計		24,922,102	4,362	24,926,464

第 87 号議案

令和 7 年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度春日井市春日井市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 病院事業費用	22, 255, 265 千円	548, 538 千円	22, 803, 803 千円
第 1 項 医業費用	21, 591, 084 千円	500, 000 千円	22, 091, 084 千円
第 2 項 医業外費用	664, 178 千円	48, 538 千円	712, 716 千円

（たな卸資産購入限度額の補正）

第 3 条 予算第 10 条中「5, 922, 400 千円」を「6, 472, 400 千円」に改める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 88 号議案

令和 7 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度春日井市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 7 年度春日井市水道事業会計予算第 6 条表中「水道料金等納入通知書等作成業務」の項の次に次のように加える。

上水道配水管布設替工事 (閑田町)	令和 8 年度	167,500
上水道配水管布設替工事 (貴船町外 1 町)	令和 8 年度	138,700
上水道配水管布設替工事 (気噴町外 1 町)	令和 8 年度	160,300
上水道配水管布設替工事 (玉野町)	令和 8 年度	156,100

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 89 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2「1 市長」の項中「障害福祉サービスの提供」の次に「、助産施設における助産の実施」を加え、同表「2 市長」の項中「外国人保護関係情報又は」を削り、同表「5の2 市長」の項を削り、同表「5の3 市長」の項中「5の3」を「5の2」に改め、「外国人保護関係情報又は」を削り、同表「8の3 市長」の項を削り、同表「11 市長」の項中「保健指導」の次に「、養育医療の給付の支給」を加え、「、外国人保護関係情報」を削り、同表「13の2 市長」の項及び「17の4 市長」の項中「外国人保護関係情報又は」を削り、同表「22 市長」の項中「障害児通所支援に関する情報」の次に「若しくは助産の実施に関する情報」を加える。

別表第3「1 教育委員会」の項中「外国人保護関係情報、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令等の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 90 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の道路内に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表「14 証明等手数料」の表化学分析等の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表「4 建築基準法等関係手数料」の表の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、環境分析センターの廃止に伴い、分析手数料を廃止する等のため必要があるからである。

第 91 号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例

春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）
に改める。

第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。第29条の9において同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制

限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第7号」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(春日井市火入れに関する条例の一部改正)

2 春日井市火入れに関する条例（昭和59年春日井市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災に関する警報」に改め、「発令されたとき」の次に「(制限の対象となる区域が指定されている場合にあっては、火入地が当該区域内に在るとき)に限る。次条第1項において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令されたとき（制限の努力義務の対象となる区域が指定されている場合にあっては、火入地が当該区域内に在るとき）に限る。次条第2項において同じ。）は、火入れを行わないよう努めなければならない。

第11条中「又は」を削り、「、異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災に関する警報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令されたときは、速やかに消火するよう努めなければならない。

説 明

この案を提出するのは、林野火災に関する注意報を新設する等のため必要があるからである。

第92号議案

春日井市こどもの権利条例について

春日井市こどもの権利条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもの権利（第3条—第6条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第7条—第13条）

第4章 施策の推進（第14条—第20条）

附則

こどもは、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。

全てのこどもは、生まれた時から1人の人間として幸せに生きる権利があります。そして、権利の主体として考え方や意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

しかしながら、こどもを取り巻く環境には、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラーワーク等こどもの権利を脅かす様々な問題が生じています。

こうした中、こどもの権利について、こどもたち自身の想いを酌み取るため、アンケートやワークショップ等を実施しました。

その中で、こどもたちから自分の権利が守られるため、大人や周囲に望む様々な声が挙がりました。

「意見を聴いてほしい、受け入れてほしい」

「相談に乗ってほしい」

「私たちと話し合ってほしい」

「考え方や個性を尊重してほしい」

また、こどもたちは、子どもの権利が守られるために自分たちにできることは何か、考えました。

「自分の意見を大切にして、相手の意見も受け入れる」

「まわりの人に相談する」

「自分がされたり、言われたりして嫌なことをほかの人にはしない」

大人は、こどもたちの声に耳を傾け、子どもが社会の一員であることを理解し、子ども自身の意見や考えを尊重することが求められます。また、子どもの権利について理不尽に否定することなく、常に子どもに寄り添いながら、対話を努める必要があります。

こどもと大人はともに、子どもの権利を理解し、及び尊重し、日頃から対話を大切にすることによって、まち全体で子どもの権利を守り、子ども一人ひとりが豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、市全体で子どもの権利を保障し、子どもが豊かで幸せに育つことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらとの者と等しく権利を認めることが適当であるものをいう。
- (2) 大人 こどもに関わることども以外の者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で現にこどもを養育するものをいう。

- (4) 学校等関係者 市内の学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学ぶ、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者をいう。
- (5) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び当該地域でこどものために活動するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者をいう。

第2章 こどもの権利

(安心して暮らす権利)

第3条 こどもは、安心して健やかに暮らすため、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 命が危険にさらされないこと。
- (2) 健康に生活できるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。
- (3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) 自分らしく過ごせる居場所があること。
- (5) 相談することができ、必要な支援を受けられること。
- (6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。
- (7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。

(自分らしく生きる権利)

第4条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分のことを自分で決められること。
- (3) プライバシーが侵害されないこと。
- (4) 名誉が傷つけられること。

(主体的に参加する権利)

第5条 こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 自分の意見又は考えを表明することができ、尊重されること。
 - (2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。
 - (3) 仲間を作り、集い、又は活動すること。
- (豊かに育つ権利)

第6条 こどもは、豊かに育つため、その心身の発達状況等に応じ、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 食べること。
- (2) 心と身体を休めること。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 文化、芸術、スポーツに触れるとともに、自然に親しむ等様々な経験を積むこと。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(大人の役割)

第7条 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、及び尊重しなければならない。

2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けるとともに、寄り添わなければならない。

(こどもの役割)

第8条 こどもは、発達段階等に応じて、自分の権利について正しく理解するとともに、社会の一員として、他者にも同等の権利があることを認識し、尊重するよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、こどもの養育、成長及び権利の保障について自らが最も重要

な責任を有することを認識し、こどもにとっての最善の利益を考えて、こどもを養育しなければならない。

2 保護者は、こどもが自分の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

(学校等関係者の役割)

第10条 学校等関係者は、こどもが主体的に学び、健やかかつ豊かに育つことができるよう、こども一人ひとりの発達段階等に応じ、必要な支援をしなければならない。

2 学校等関係者は、こどもが自分の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

(地域住民等の役割)

第11条 地域住民等は、こどもが地域の一員として安全に安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるようこどもを見守り、また必要な支援をするよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりに取り組まなければならない。

2 事業者は、その事業活動が、こどもの権利を脅かすことのないよう配慮しなければならない。

(市の役割)

第13条 市は、こどもの権利を保障するため、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働により、こどもに関する施策を推進しなければならない。

2 市は、大人、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援をしなければならない。

第4章 施策の推進

(子育て家庭等への支援)

第14条 市及び学校等関係者は、全ての保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができる、その役割を果たせるよう、子どもの発達段階等に応じて必要な支援をしなければならない。

2 市及び学校等関係者は、困難な状況にある子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、当該子ども及び家庭の状況に応じて途切れのない必要な支援をしなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、様々な体験をすることのできる居場所づくり又はその支援に努めなければならない。

(虐待及び体罰の防止)

第16条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、子どもに対する虐待及び体罰を防止するために、児童相談所その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と協力して必要な対策を講じるとともに、早期発見に努めなければならない。

2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、虐待及び体罰を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援をしなければならない。

(いじめの防止)

第17条 学校等関係者、市、保護者及び地域住民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければならない。

2 学校等関係者及び市は、いじめを受けた子どもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援をするとともに、いじめを行った子どもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言をしなければならない。

(多様性の尊重)

第18条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者並びに子どもは、子どもの国籍、人種、性別、宗教等の違いについて、その多様性を尊重しなけれ

ばならない。

2 市及び学校等関係者は、こどもに対する偏見、差別その他理不尽な扱いが生まれないよう、その多様性についての啓発に努めなければならない。

(意見表明及び参画の促進)

第19条 市は、こどもに関する市の施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。

2 学校等関係者は、こどもが参加する学校等での活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。

3 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を持てるよう配慮するものとする。

(子どもの権利侵害からの救済)

第20条 市は、子どもの権利侵害に関する相談又はその救済にあっては、保護者や関係機関と連携し、子どもの特性及び権利侵害の実情に配慮して対応しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、子どもの権利についての基本的な事項を定めるため必要があるからである。

第 93 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）」を加える。

第30条第1項、第32条第1項及び第45条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第48条第2項中「保育士」の次に「（地域限定保育士を含む。）」を加える。

附則第9条中「受けた者」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす等のため必要があるからである。

第 94 号議案

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び春
日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

(春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年春日井市条例第25号) の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「(愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例 (平成26年春日井市条例第27号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす等のため必要があるからである。

第 95 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 96 号議案

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する 条例

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条の表特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具（市長が認めるものに限る。以下「特定家庭用機械器具」という。）の項及び電気式温水タンク、スプリングマットレス、自家用自動車タイヤその他の規則で定める廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の項を削り、同表上記以外の一般廃棄物（市長が指定した場所に搬入したものに限る。）の項中

家庭系廃棄物	10キログラム以上の部分につき 10キログラムにつき 200円
事業系廃棄物	10キログラムにつき 200円

を

	30キログラムまで 600円
	30キログラム超 600円に30キログラムを超える10キログラムまでごとに200円を加えた額

に改める。

第23条第2項第2号中「、特定家庭用機械器具及び特定廃棄物」を削る。

附 則

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 改正後の第20条の規定は、令和8年10月1日以後に収集及び運搬の申込み又は搬入のある一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集及び運搬

の申込み又は搬入のあった一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、一般廃棄物の処理手数料を改定するため必要があるからである。

第 97 号議案

春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年春日井市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「150平方メートル」を「同表(3)項に掲げる面積」に、「同表(3)項」を「同表(4)項」に改める。

第4条の2第1項中「超える建築物」の次に「（共同住宅の用途においては、床面積が2,000平方メートルを超える、戸数が50戸以上の建築物）」を、「建築物の部分の床面積」及び「掲げる面積」の次に「（共同住宅の用途においては戸数）」を加える。

第8条第2項中「附置しなければならない台数の50台当たりに1台の割合で、車イス利用者のための」を「そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車イス利用者が円滑に利用することができる」に改め、「6メートル以上」の次に「、はり下の高さ2.3メートル以上」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に0.02を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に0.01を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

第8条第4項中「高さ3メートル」を「高さ3.2メートル」に改める。

第16条中「前条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条ただし書を削る。

別表第1(1)項中「特定用途に供する部分の床面積と」を「特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び」に改め、同表(2)項を次のように

改める。

(2)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
-----	----------------------	-------------------

別表第1中(3)項を(4)項とし、(2)項の次に次のように加える。

(3)	150平方メートル	450平方メートル
-----	-----------	-----------

別表第1備考第2項中「(3)項」を「(4)項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条の2関係）

(1)	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(2)	4,000平方メートル	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	100戸
(3)	6,000平方メートル – 延べ面積（平方メートル） 1 – _____ 2 × 延べ面積（平方メートル）				

備考

- (1)項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (3)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に改正前の春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定に基づき建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者に関する取扱いについては、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅における荷さばきのための駐車施設の附置の基準を設ける等のため必要があるからである。

第98号議案

春日井市老人憩いの家の指定管理者の指定について

春日井市老人憩いの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 公 の 施 設 の 名 称 柏井老人憩いの家始め15施設（別表）
- 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市老人クラブ連合会始め2団体（別表）
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所 在 地	名 称
柏井老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
松原老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
上条老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
小野老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
ひなご老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
桃山老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
不二老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
北城老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
八田老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
緑ヶ丘老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
桃花園老人憩いの家	春日井市東山町4丁目2番4号	春日井桃花園自治会
水辺老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
味美老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
高蔵寺老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
勝川老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会

第99号議案

春日井市ふれあいの家の指定管理者の指定について

春日井市ふれあいの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 気噴南ふれあいの家始め27施設（別表）

2 指定管理者となる団体 春日井市気噴町1丁目10番地10
氣噴町自治会始め25団体（別表）

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所 在 地	名 称
気噴南ふれあいの家	春日井市気噴町1丁目 10番地10	気噴町自治会
東神明ふれあいの家	春日井市東神明町2丁目 2番地7	東神明町内会
外之原ふれあいの家	春日井市外之原町2281 番地4	外之原中区
内津ふれあいの家	春日井市内津町54番地	内津区
神屋団地ふれあいの家	春日井市神屋町1423番 地122	神屋団地町内会
田楽ふれあいの家	春日井市田楽町1773番 地6	田楽区
大留ふれあいの家	春日井市大留町3丁目 7番地10	大留下区
廻間ふれあいの家	春日井市廻間町字東出 18番地	廻間町区会
大手ふれあいの家	春日井市牛山町2818番 地	大手区
押沢台ふれあいの家	春日井市押沢台6丁目 6番地14	押沢台共同施設運営委 員会
坂下ふれあいの家	春日井市坂下町2丁目 1370番地5	坂下区
細野ふれあいの家	春日井市細野町2938番 地	細野・外之原上区
鷹来ふれあいの家	春日井市上田楽町3436 番地	上田楽区
荒子ふれあいの家	春日井市大留町3丁目 7番地10	大留下区
南花長ふれあいの家	春日井市南花長町18番 地36	南花長町区
玉野ふれあいの家	春日井市玉野町990番 地	玉野区

南下原ふれあいの家	春日井市南下原町2丁目10番地7	南下原町内会
和爾良ふれあいの家	春日井市上条町1丁目5番地2 藤和シティコープ春日井駅前104号	上条本町町内会
西尾ふれあいの家	春日井市西尾町232番地	西尾区
町屋ふれあいの家	春日井市町屋町3975番地6	上町屋町内会
不二ガ丘ふれあいの家	春日井市不二ガ丘1丁目44番地5	不二ガ丘区
鳥居松ふれあいの家	春日井市八事町1丁目47番地	鳥居松ふれあいの家管理運営委員会
朝宮ふれあいの家	春日井市朝宮町3丁目10番地7	朝宮町内会
西山ふれあいの家	春日井市西山町1599番地201	西山会館運営委員会
大手田酉ふれあいの家	春日井市牛山町2818番地	大手区
木附ふれあいの家	春日井市木附町1033番地	木附区
篠木四ツ谷ふれあいの家	春日井市篠木町7丁目29番地1	篠木四ツ谷町内会

第100号議案

グリーンパレス春日井の指定管理者の指定について

グリーンパレス春日井について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 公 の 施 設 の 名 称 グリーンパレス春日井
- 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 春日井市東野町字落合池1番地2
公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第101号議案

春日井市総合体育館等の指定管理者の指定について

春日井市総合体育館等について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市総合体育館
春日井市落合公園体育館
春日井市温水プール
春日井市民球場
春日井市朝宮公園 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 春日井市東野町字落合池1番地2
公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

第102号議案

春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場の
指定管理者の指定について

春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場について次の
とおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244
条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市勝川駅前地下駐車場
春日井市勝川駅南口立体駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地
勝川開発株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |

第103号議案

春日井市健康管理施設の指定管理者の指定について

春日井市健康管理施設について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市総合保健医療センター

春日井市保健センター

2 指定管理者となる団体 春日井市鷺来町1丁目1番地1

公益財団法人春日井市健康管理事業団

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第104号議案

春日井市総合福祉センターの指定管理者の指定について

春日井市総合福祉センターについて次のとおり指定管理者の指定をしたいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を
求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市総合福祉センター

2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第105号議案

春日井市福祉の里の指定管理者の指定について

春日井市福祉の里について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市福祉の里

2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第106号議案

春日井市希望の家の指定管理者の指定について

春日井市希望の家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 第一希望の家
第二希望の家 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

第107号議案

春日井市福祉作業所の指定管理者の指定について

春日井市福祉作業所について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市福祉作業所 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |

第108号議案

春日井市福祉文化体育館の指定管理者の指定について

春日井市福祉文化体育館について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を
求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市福祉文化体育館

2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第109号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

春日井市子どもの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市白山子どもの家始め20施設（別表）

2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会始め4団
体（別表）

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所 在 地	名 称
春日井市白山子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市八幡子どもの家	東京都港区三田三丁目 5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー 一3階	株式会社明日葉
春日井市藤山台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市神領子どもの家	東京都港区三田三丁目 5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー 一3階	株式会社明日葉
春日井市高森台子どもの家	東京都港区三田三丁目 5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー 一3階	株式会社明日葉
春日井市石尾台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市味美子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市東野子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市坂下子どもの家	東京都港区三田三丁目 5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー 一3階	株式会社明日葉
春日井市柏原子どもの家	東京都港区三田三丁目 5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー 一3階	株式会社明日葉
春日井市鳥居松子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市不二子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会

春日井市勝川子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市岩成台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市西部子どもの家	春日井市宮町3丁目8 番地2	特定非営利活動法人学 童保育所イルカクラブ
春日井市大手子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市篠木子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市丸田子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市出川子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市押沢台子どもの家	東京都文京区小石川五 丁目2番2号	株式会社明日香

第 110 号議案

春日井市ＪＲ春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について

春日井市ＪＲ春日井駅南口一時保育室について次のとおり指定管理者の指定を
したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により
議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市ＪＲ春日井駅南口一時保育室

2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号
サンヨーホームズコミュニティ株式会社

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 111 号議案

春日井市子ども屋内遊び場の指定管理者の指定について

春日井市子ども屋内遊び場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を
求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市子ども屋内遊び場

2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 東京都文京区小石川五丁目2番2号
株式会社明日香

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第112号議案

春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

春日井市自転車等駐車場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を
求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅北口当日自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅西口自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅南口バイク駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地
高蔵寺サイクル連合体 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

第 113 号議案

庄内川桜佐排水樋管撤去工事の請負契約の変更について

庄内川桜佐排水樋管撤去工事について次のとおり工事請負契約の変更をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 庄内川桜佐排水樋管撤去工事

2 契約の相手方 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省中部地方整備局

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	427,088,970円	487,957,970円

第114号議案

春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について

春日井インター北企業用地整備事業用地として次の土地を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 場 所 春日井市大泉寺町字大西590番24ほか13筆

2 面 積 8,298.75m²

3 取 得 価 格 435, 439, 154円

4 契約の相手方 ■■■■■■
■■ ■■

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市土地開発公社

春日井市下条町1212番地1

株式会社オリエント・サービス

■■■■■■
■■ ■■

報告第43号

令和7年度春日井市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月27日提出

春日井市長 石黒直樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算(第5号)を次のとおり専決処分する。

令和7年11月13日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度春日井市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,912,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		27,923,961	6,475	27,930,436
	2 国 庫 補 助 金	9,833,497	6,475	9,839,972
17 県 支 出 金		9,570,210	20,324	9,590,534
	2 県 補 助 金	2,496,008	20,324	2,516,332
歳 入 合 計		136,885,817	26,799	136,912,616

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,911,789	6,475	15,918,264
	3 戸籍住民基本台帳費	791,087	6,475	797,562
3 民生費		58,850,057	20,324	58,870,381
	1 社会福祉費	31,394,578	20,324	31,414,902
歳出合計		136,885,817	26,799	136,912,616

令和 7 年度

春日井市一般会計補正予算（第5号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳入

(3) 歳出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	27,923,961	6,475	27,930,436
17 県支出金	9,570,210	20,324	9,590,534
歳入合計	136,885,817	26,799	136,912,616

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	15,911,789	6,475	15,918,264	6,475					
3 民生費	58,850,057	20,324	58,870,381		20,324				
歳出合計	136,885,817	26,799	136,912,616	6,475	20,324				

(2) 歳 入
16 (款) 国庫支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2(項) 国庫補助金	9,833,497	6,475	9,839,972			
1(目) 総務費国庫補助金	2,268,817	6,475	2,275,292	1 総務費補助金	6,475	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

17(款) 県支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2(項) 県補助金	2,496,008	20,324	2,516,332			
2(目) 民生費県補助金	2,107,280	20,324	2,127,604	3 老人福祉費補助金	20,324	介護施設等整備事業費補助金

(3) 歳出

2(款) 総務費

項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
3(項) 戸籍住民基本台帳費	791,087	6,475	797,562	6,475							
1(目) 戸籍住民基本台帳費	791,087	6,475	797,562	6,475				12 委託料	6,475	1 一般管理費 (1) 戸籍システム改修 6,475	

3(款) 民生費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		
				国庫支出金	県支出金	地方債	そ の 他				
1(項) 社会福祉費	31,394,578	20,324	31,414,902		20,324						
4(目) 老人福祉費	415,392	20,324	435,716		20,324			18 負担金、補助 及び交付金	20,324	1 普通建設事業 (1) 老人福祉施設整備等補助 20,324	